論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名 田中 慶子(たなか けいこ)

○学位の種類 博士(学術)

○授与番号 甲 第 970 号

○授与年月日 2014年3月31日

○学位授与の要件 本学学位規程第 18 条第 1 項

学位規則第4条第1項

○学位論文の題名 個人化社会における労働の変容と心の問題

○審査委員 (主査) 立岩 真也 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)

井上 彰 (立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授)

小川 さやか (立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授)

中根 光敏 (広島修道大学人文学部教授)

<論文の内容の要旨>

論文の構成は以下。序章、第1章「電通過労自殺裁判におけるアジェンダの構成」、第2章「過労自殺問題からメンタルヘルス対策、労働問題の医療化へ」、第3章「労働のフレキシブル化――日雇い派遣イベントコンパニオンの労働現場を事例として」、第4章「イベントコンパニオンの労働現場における男たち」、第5章「「女性」であることによって生じる労働現場の問題性」、終章。

第1章・第2章では、日本で初めて過労→鬱病→自殺という因果関係が認定され、よって労働環境と健康管理について配慮を怠った雇用主側に責任を認め、その死を過労死とした「電通過労死事件(裁判)」が採り上げられる。そこでは基本的には労働環境が問題であるとはっきりと認められた。にもかかわらず、その改善を促す実効的な施策がなされることがないなかで、結果として、(過労死に至らないような、また医療につなげられた)労働者自身による「自己管理」が求められるようになっていく、その過程が記述されている。

こうして、「社会」「会社」を問題とする言説は存在し、最高裁の判決が存在しても、それがただ指摘されるに留まる限り、職場における様々を背負うことになるのは労働者であり、そして今、どこまでを自分が負わねばならないのか、それが何かが自らにおいても分明でないまま、いつのまにかより多くを背負わされているのは、(電通事件においては、まだ正規労働者であったのだが)非正規・派遣労働者である。そしてそうした労働者が就く仕事の多くは、サービス産業であり「対人関係能力」といったものが求められる職種であり、そこで個人が抱え込まねばならないのはそうした人間関係の様々に発するすべてとい

うことになるのでもある。

本論文の第3章から第5章では、その実態がこれまでほとんど調査研究がなされてこなかった小売り・接客に関わる派遣労働者、具体的には日雇い派遣のイベントコンパニオンについての詳細な調査によって明らかにされている。

産業構造の変化によって、多くの人々に残されているのは、こうした仕事、つまり商品の購入・消費にとっては本来不要ともいえる仕事である。明文化された勤務の形態・内容・条件についての規定がない中で、彼女らには、派遣元企業、派遣先企業、イベントが行なわれる家電量販店、これらで働き彼女らを管理する立場にもいる男性社員、そして顧客に対する「柔軟」な対処が求められる。その仕事とは心的負荷のかかる仕事であり、そしてその負荷を、労働者としての位置が定まらず労働者同士の紐帯も存在する余地のない労働者は、自ら背負うことになる。

さらに、そうした労働者を受け入れる家電店の店員等、正規雇用の労働者(ほとんどが男性 労働者)にしても、労働環境は不安定であり、その鬱屈はイベントコンパニオンに向かうこ とにもなってしまっている。

<論文審査の結果の要旨>

本論文は、そうした、現在けっして例外的でない雇用環境、労働者の置かれている状況を詳細に描出し、その問題点を指摘し、中途半端な労働政策がかえって問題の個人化を促してしまっているというこの社会のありさまを明らかにしている。

例えば労働社会学は、大企業、製造業、組織化された労働者・労働組合を専ら研究の対 象としてきたことを反省し、その調査・考察の対象を広げてきたし、今も広げつつある。 しかし、本論文で調査・研究の対象とされたのは、第三次産業のなかでも直接に対人的な 業務――しかもケア労働や性産業のようにその業務自体が商品とされるわけではなく、そ の業務は「販売促進」のためとされる――に就く人たち、具体的には家電量販店で携帯電 話の販売促進に携わるイベントコンパニンオンたちの労働であり、またその人たちとその 人たちに関わる人たちの間に起こったできごとである。これらを、長期間に渡る、個々人 の経験と感情に立ち入った調査を経て詳細に描いたのは、本論文が初めてである。そして その職業は、2012年の日雇い派遣原則禁止のなかでも例外的に日雇派遣が認められた職で あり、派遣会社、派遣先企業、(それと別の、実際に働く場である)家電量販店が複雑に、 しかしいずれもが関わらず個々人に委ねる部分を残しつつ、関わり、そして労働者たちと それらの組織と(男性)社員との関係があり、階層化されつつそのことが明確にはされな い同じ仕事に就く同僚との関係がある。著者自身が10年余り自身この仕事を続け、この仕 事に関わる様々な人・組織のことを他の誰よりも知っており、そこで得た関係や知見があ ったら可能になったことでもあるのだが、複雑で表に出にくいその諸相が本論文に詳細に 記された。まずそのことが評価された。

もちろんこの世に職業はあまたある。だが、さらに本論文が示しているのは、本論文が

記述・分析の対象とするような仕事が、この社会においてまったく典型的な仕事になっているということである。そのことを示せているゆえに、本論文は現代社会における労働が何であり、労働者がどのようであるのかを示すことができている。第一次産業も含む製造業が技術革新と国外への生産拠点の移動によって労働者を要さないようになり、少数の労働者しか要しない「専門職」他いくつかを除いたとき残される仕事は多く、本論文が対象とするような仕事なのである。そしてそれらの仕事について、社会的な問題であるとか課題であるとかいくらでも語られはするものの、常に実際に対応がなされる部分は限られており、結果心身の負荷が吹き溜まる部分が生じ、それが拡大していることを、また裁判を経てではあるが特定の企業の責任が特定された電通事件から記述を開始し、そこにも生じてしまう問題の個人化のその量的な・質的な拡大の様相を論文後半において説得的に記述することができた。さらにこのことが評価された。

その上で、今後もこの研究を続けていく筆者にさらに期待されることも指摘された。労働者の証言を積み重ねていくというのは基本的で正当な手法ではある。ただこの手法によって論を仕立てていくためには、その配列や使い方に関わる工夫がもっとなされてよい。証言の複数性を生かし、現実の多面性と映るもののから記していって、その記述そのものから、核となる主張に至りつくようにすることが不可能ではないはずである。そしてそのためには、例えば人類学者が苦労して書いてきた多くの著作も参考になるだろう。また本論文で引かれるバウマン(Bauman, Z)、ベック(Beck, U.)といった研究者の著作だけでなく、労働・経済について既にある議論をさらに学ぶ必要もあるだろう。こうして、これからの課題・要望は様々にありつつも、審査委員会は本論文を博士論文と認めるべき水準に十分に達していると判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の審査に関しては、2013 年 12 月 27 日 (金) 15:30~17:00 に創思館 302 教室で口頭試問、2014 年 1 月 9 日 (木) 16:00~17:00 に創思館カンファレンスルームで公聴会を開催した。各審査委員および公聴会参加者より質問がなされたが、いずれの質問に対しても、申請者の回答は適切なものであり、また、博士論文以後の課題を自覚し、その課題に取り組もうとする意欲を示す、誠実なものであった。

申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き 学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上もつことを学位請求論文の受理条件と している。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。

長期間に渡る調査がここに集成された本論文は、博士論文の水準に十分に達している。 口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を 備えていることが確認された。

以上、論文審査・口頭試問、公聴会での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値することについて意見は一致した。本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第 18

条第1項により、「博士(学術 立命館大学)」の学位を授与することが適当と判断した。